

令和6年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

令和6年6月28日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第33号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第3 議案第34号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第36号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第37号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第38号 瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第39号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第42号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第35号 瑞穂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第43号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 発議第1号 聴覚補助器等の積極的な活用への支援を求める意見書
- 日程第13 発議第2号 議会基本条例推進特別委員会設置決議について
- 日程第14 発議第3号 予算決算特別委員会設置決議について
- 日程第15 発議第4号 瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議について
- 日程第16 発議第5号 学校給食費の更なる軽減措置を求める決議
- 日程第17 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件
- 日程第18 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮 川 頌 健	2番	横 田 真 澄
3番	北 村 彰 敏	4番	関 谷 英 樹
5番	今 井 充 子	6番	広 瀬 守 克
7番	藤 橋 直 樹	8番	若 原 達 夫
9番	鳥 居 佳 史	10番	関 谷 守 彦

11番 森 清 一
 13番 今 木 啓一郎
 15番 棚 橋 敏 明
 17番 若 井 千 尋

12番 馬 淵 ひろし
 14番 杉 原 克 巳
 16番 庄 田 昭 人
 18番 若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市民部長兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事務局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	廣 瀬 潤 一
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

また、時間が遅れましたこと、大変申し訳ありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

2 件報告します。

1 件目は、お手元に配付しましたとおり、6 月 27 日に北村彰敏君から、発議第 5 号学校給食費の更なる軽減措置を求める決議が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

2 件目は、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり、1 件報告します。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和 6 年 5 月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

○議長（庄田昭人君） 以上で、事務局長より報告しました 1 件の資料は、事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 33 号から日程第 8 議案第 42 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第 2、議案第 33 号岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてから日程第 8、議案第 42 号令和 6 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 藤橋直樹君。

○文教厚生委員長（藤橋直樹君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生委員会委員長 藤橋直樹でございます。

ただいま一括議題となりました議案7件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、6月18日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第33号岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、資格確認書等の「等」には何が含まれているのかとの質疑に対し、資格情報のお知らせを含むものとなる。マイナ保険証を持ってみえる方に資格情報のお知らせを交付することによって、オンラインの資格確認ができない医療機関でもマイナンバーカードと資格情報のお知らせを持っていくことで保険の医療が受けられるものであるとの答弁がありました。

また、資格確認書とはマイナ保険証とは違うものかとの質疑に対し、マイナ保険証とは別のもとなっているとの答弁がありました。

さらに、マイナ保険証が受け付けられる医療機関であれば、それだけで十分、大丈夫ということによいのかとの質疑に対し、マイナ保険証だけで対応ということになるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第34号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、中体連など地域クラブでの参加となるのかとの質疑に対し、中学校の部活動として参加、地域クラブ活動として参加、どちらも認められている。子供たちの可能性を拒まないようにしていかなければならないと思っているとの答弁がありました。

また、現在問題となっているのはとの質疑に対して、保護者会として組織することの負担、地域クラブ指導者の不足など上がっている。総括コーディネーターが相談事など受け付け、対応して進めているとの答弁がありました。

また、中学校には部活動は幾つあり、幾つ移行するのかとの質疑に対し、3中学校で休日に活動を行わない部活動を除き43の部活動を把握している。その中で、既に地域クラブへ移行している団体もある。中体連の大会が終われば新チームとなるので、そこで地域クラブへ移行されるところが多いのではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、43の部活動のうち幾つ移行しているのかとの質疑に対し、現在移行済みが4つの部活動である。内訳としては、剣道やサッカー、ダンスなどであるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第36号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、アリーナや柔道場など、ほかの施設の改正はとの質疑に対し、今回の改正は、地域クラブ活動への移行に対応できるようテニスコートを加えるものであるとの答弁がありました。

また、生津スポーツ広場と同等施設の金額かとの質疑に対し、使用料の設定に当たり、生津スポーツ広場のテニスコート使用料を参考に行っているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、有資格者の獲得、確保はどのように考えているかとの質疑に対し、人材の確保は重要な問題と考えている。保育士の確保として取り組んでいるのは、働きやすい職場環境の改善、会計年度任用職員として保育補助員を設け、将来瑞穂市の保育士として勤務してもらえよう進めているとの答弁がありました。

また、責任ある部署との連携はとの質疑に対し、教育委員会内をはじめ福祉部局とも連携し、幼・保、小の連携を図っている。保育現場との連携は、アドバイザーを介し課題を持ち帰ってもらい、把握し対応できていると考える。保育士の数を増やすことと同時に、保育の質の向上に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第38号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、他市町と比べてどうかとの質疑に対し、現時点において把握している99歳で表彰を行っているのは、瑞穂市と笠松町のみである。ほとんどは100歳で表彰を行っている。金額としては、岐阜市が1万円程度のギフト、羽島市が現金3万円と祝い状、大垣市では現金5万円、各務原市では花束と祝い状の贈呈と聞いているとの答弁がありました。

また、この制度は市民に根づいた制度である。もう少し様々な声を聞く時間を取ってもいいのではないかと質疑に対し、担当課としては、事業仕分の意見やその他の事業も充実させなければならないなど総合的に判断した。事業を廃止するわけではなく、10万円が5万円に減額となるが、今までどおり市長が出向き、祝い状を渡し直接お祝いを申し上げている事業である。今後も、市長が訪問し祝いを述べることに変わりはない。今後の継続的な事業の遂行も目的の

一つであるので、御理解をいただきたいとの答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、地域に根差している制度に対してあまりにも急ぎ過ぎる。財政効果も時間的にも余裕はある。今の状況が続けていくべきではないかとして反対討論がありました。

また、賛成討論として、事業仕分により廃止ではなく規模の縮小であること、大切なのは気持ちの問題であり、市長が直接出向いて長寿をお祝いしているという意思是伝わっているのではないか。また、振興券での褒賞金交付ということもあり、経済的な効果もあると思われるとの賛成討論がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第39号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、祭壇やちょうちんの葬祭備品と霊柩車を同列で扱っていいのかとの質疑に対して、行政改革推進委員会の事業仕分の選定基準の一つである民間事業者でも実績があり市が実施する理由が明確ではない事業に該当するとして事業仕分の対象となったものである。民間事業者も行っている事業であるが、今回事業廃止の対象となっている。市内、市外の事業者を利用されることが多くなってきており、市としての責務は十分に終えているのではないかということから、今回の条例改正に至っているとの答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、葬儀社の利用があるのにもかかわらず、これだけ利用があり、市の霊柩車に対する要望も多い。現段階での廃止は納得しかねるとして反対討論がありました。

また、賛成討論として、事業仕分によるという点と、民間に任せていける事業であるならば民間に託していくという理解をしていきたいとの賛成討論がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第42号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。令和6年6月28日、文教厚生委員会委員長 藤橋直樹。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第33号岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第34号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第36号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第38号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第38号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この議案は、昨年11月に開催された行政改革推進委員会における事業仕分において、改善しながら継続をするという3票、事業規模の縮小をとというのが5票という結果を受けての提案であり、来年度から99歳の方へのお祝い金を10万円から5万円に減額するというものであります。

経過的に見ますと、かつては100万円であったものが平成22年度から50万円に、翌23年度から10万円というふうに減額され、現在に至っております。

文教厚生委員会の委員長報告によれば、事業を廃止するわけではなく、市長が直接出向き長寿をお祝いしているから気持ちは引き続き伝わっているのではないのかという賛成意見なども出されておりました。

確かに、金額の問題ではないといえはそのとおりでありますけれども、この13年以上にわたって定着をしてきた金額でもあります。行革委員会の提言から半年ほどの期間で今回の条例改正の提案に至る、これはあまりにも早過ぎるのではないのでしょうか。

幾らがよいかという基準というのがあるわけでは当然ありません。私は、現状では、当面現在の金額を引下げる必要はないと考えておりますけれども、市民の方々からは10万円でよいとする意見もあれば、5万円でよいのではないのか、いやそもそも記念品だけでもいいのではないかと、当然様々な意見があると思います。もちろん、その前提では、どなたも長寿をたたえる、そういった気持ちは同じだと思います。

今年は戦後79年、99歳の方といえ、戦中戦後の混乱期を乗り越え今の時代の基礎をつくってこられた方々であります。90代の方というのは、戦争体験を持っておられる最後の世代だと

も言えると思います。こういった方々の長寿を祝い、またこれまでの体験を受け継いでいく、そのためにも長寿者褒賞についてはじっくり時間をかけ、多方面の意見を聞いていく必要があるのではないのでしょうか。

来年度の対象見込み者は今年度より7名増える28名ということでありますけれども、来年度、それによる減額しないことによる負担増は本年度よりも70万程度、また減額した場合よりは140万程度の費用の増加ということになります。この金額であれば、瑞穂市にとって負担に耐えられないような金額でもありません。拙速に過ぎる対応ということではなく、様々な立場の方々から意見を聞き、そして判断をしていく、そういったまだまだ時間的余裕があると私は思います。

したがって、私はこの議案第38号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例については、もう少し時間をかけて検討する必要があるという立場で反対とさせていただきます。

以上で、反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

私は文教厚生委員会のメンバーでございますし、この案件に対しまして賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今お話がありましたが、今回のこの条例改正に至った要因としましては、これまで市の予算編成を行う上での方針として、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を掲げて毎年度の予算編成が行われていましたが、新規事業は増える一方でございます。事業の見直しによる縮小や廃止がされずに今日まで来たことから、第4次瑞穂市行政改革大綱において事務事業の再編、整理、廃止、統合を進めたことが、大きい事業の見直しのために本格的に事業仕分が取り組まれたということであるというふうに伺っております。

そんな中で今のこの38号、長寿者褒賞条例に関しましては、まずもって廃止ということではなく事業を縮小するということでございますし、今委員長の報告にもございました、賛成討論を私もさせていただきましたが、大切なことというのは気持ちやというふうに思っております。この対象者の推移は、今お話がありましたけれども、今年度が21名、来年度は28名の方が見込まれるということでございますが、私もこれ100万円の頃ももう議員をさせていただいていましたが、当然思うのは、本当に高齢者の方がいつまでもお元気で御活躍されることを願うわけでございますけれども、どうしてもお年を召していかれるといろんなところが不具合が出てこられて、正直なところ、このお祝いを直接受け取られる方も、なかなか御自身の自覚がない方もたくさんおられると。十四、五年前のときは、もう本当にお孫さんだけが、どこに住んでお

られるか分からんお孫さんが受け取りに来られるといったような状況も聞いておりました。

そういった中で、市長が本当に直接出向かれてお祝いを述べられること、さらには金額の問題ではないというふうに関谷さんもおっしゃっておられましたが、まさに金額の問題ではなく、金額的には5万円という半額ですけれども、かきりん振興券という形で瑞穂市内でこれを使っただけ、市内の経済的な効果もあるのではないかなという思いで賛成討論させていただきました。

いずれにしましても、思いは一緒でございます。高齢者の方が健康で御長寿を願いつつ、当市として他市町とも比較された結果、こういったことが出されたことに対しまして私は賛成という形で討論をさせていただきます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

〔挙手する者あり〕

○15番（棚橋敏明君） すみません、棄権します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○14番（杉原克巳君） 私はこの議案第38号につきましての採決につきましては参加できませんので、退室をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔14番 杉原克巳君・15番 棚橋敏明君 退場〕

○議長（庄田昭人君） 本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時49分

再開 午前9時49分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第39号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 議席番号15番 棚橋敏明でございます。

市民の方々に葬儀を経験なさった方から、いろんな意見が来ております。その中の一つに、
霊柩車、特にやっぱり運転手[※]さんの対応のすばらしさ、礼儀正しさ。例えば、霊柩車にお棺
を収納しまして、ドアを閉めた後、長々と手を合わせておられる運転手[※]さんの姿。

そしてまた、今ほとんどが葬儀場で皆さん葬儀をされるわけですが、葬儀場の料金について、
皆さんお使いになられるとき非常に不安を感じておられます。そんな中、この霊柩車につきま
しては、非常に料金が明確ではっきりしております。葬儀に様々なお金がかかる中、市民の
方々から本当にほっとするよと、料金がはっきりしているから安心だよと。

そんな中、今回の委員会で、果たしてどこまでお話し合いがあったのか。現在のシステムを続
けていこうという委員の方々もおられたんじゃないかなと思うんですが、またその内容、また
こんなことは話し合いで出たのかどうなのか、どこまで話し合いがあったのか。また、市民の方々
の霊柩車に対する要望、そして感じ取っておられることがあると、そういったことが委員会
の中で話し合われたのか、そういったことについて質問いたします。

○議長（庄田昭人君） 文教厚生委員長 藤橋直樹君。

○文教厚生委員長（藤橋直樹君） ただいまの棚橋議員の質問にお答えしますが、当委員会では、
先ほど報告させていただいたとおりでございます、その他については報告がなかったというこ
ろでございます。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 15番 棚橋敏明でございます。

岐阜県内に42の市、町、村がございます。恐らく霊柩車を市、町、村で持っておるところは
あまり数がないと思います。

そんな中、瑞穂市の霊柩車を使われた方々、そして葬儀を目の前にしてあたふたとしている
多くの方々、いざ葬儀となったらみんな大変です。確かにお金が幾らまでかかるやろう、誰を
呼んだらいいやろう、どこでやったらいいやろう、はたまたどうすればいいんだと、そんな不
安の中、霊柩車だけでもしっかりと市のほうで出していただける。それも正確な安心な料金で
※ 後刻取消発言あり

出していただける、これは瑞穂市の私は長所であり大きな大きなメリットだと思います。決して大きなお金が多大にかかっているわけではないでしょう。でも、多くの市民の方々がそこに安心、そして安全、そしてさらに瑞穂っていいよな、最後まで、お棺まで運んでくれる、こんなまち、ほかにあるやろうかと、恐らくそうやって思っておられる方々があろうかなと思います。

私は、このシステム、大事にできたらなと思っておりますし、むしろ瑞穂市の素晴らしい点だと私は思っております。そして、なおかつ不安を持たれておられる、いざ葬儀という方々に少しでも安心・安全を届けるのが市の役目ではなかろうでしょうか。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第39号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず最初に申し上げたいのが、この条例改正案の提案に至る経緯の中で、先ほど若井議員もおっしゃられましたけれども、行政改革推進委員会において事業仕分の意見を基に行われたものというところを評価したい、そのように思っております。

報告書には、当市の現状として、当初予算編成において事業ヒアリングを実施し、シート作成時には各課において評価を実施しているが、事業の見直しには結びついていない。予算編成方針において、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を掲げているが、新規事業は増えていくものの、事業の見直しによる廃止や縮小は行われていないとの記載があります。それを表すように、その評価シートのほうには、担当課は高く評価をし、財政課は低く評価をしている、見直しを図るように評価しているという各担当課の見解の違いもあるかと思います。

事業実施担当課が、自身で事業の在り方について見直しを行うべきであります。それによる市民の反響等を鑑み踏み切れていないというのが現状ではないかというふうに思っております。行政の補助金や助成金などは、一度始まるとその対象となる市民や団体の既得権となり、事業縮小や事業終了が困難であるということを示しているのではないかというふうに思います。

しかし、限られた税金を時代に合わせて有効に使い市民福祉の向上を図っていくには、今後市民や専門家による行政改革推進審議会での意見や、市民の代表である市議会の意見も踏まえて行っていかなければいけないと、私はそのように考えます。

もう一つ、この霊柩車運行事業につきましては、行政改革推進委員会の報告書にもあるとお

り、委員の意見のように、市内業者の霊柩車の所有がない1社のために実施をしている事業のよう、近年、葬祭業者が増えてきた状況の中で公がやるべきではないとの意見があり、私はそれに賛成をするものであります。

今回、事業仕分によって行われた見直しであること、そして民間でできることは民間にとの理由から、今回の条例改正案に賛成するものであります。

同僚議員の皆様の御理解をいただきまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

私のほうからは、議案第39号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について、反対する立場から討論させていただきます。

この議案についても、先ほどお話がありましたように、昨年11月に開催された行革推進委員会における事業仕分で事業を廃止するという結果を受けての提案であり、霊柩車の車検の有効期間、これが終わるのを機に霊柩車及び祭壇などの貸出しを終了させる、そういった条例案であります。

葬祭用の祭壇など、葬儀場がなかった当時はほとんどのところでこの祭壇などを活用されておりましたけれども、今ではほとんど使われていない、そういう状況ということで、祭壇などの貸出し、そういったことについていえばその役割は終えた、そのように言えると思いますし、この祭壇等の貸出しについて終了させる、このことは賛成をいたします。

しかし、霊柩車については、その事情は根本的に違っているのではないのでしょうか。今、葬儀社が市内に4つあるというお話であります。そのうち3つの事業者では霊柩車を保有している。また、そのうちの2つの事業者では葬儀用のパック費用というんですかね、そういったものの中にこの霊柩車の使用料が含まれていると、そういった状況にあると報告されております。

そんな中で、この瑞穂市の霊柩車の利用状況、毎年三百二十数件という数に上っています。この320という数字、考えてみれば1年間の9割前後を稼働している。ほぼ車1台ではこれ以上利用することができない、そういった数字になっている。言わばフル稼働状態ではないのでしょうか。

担当部署の説明によれば、市内の葬儀件数、毎年増えているけれども霊柩車の利用状況は横ばいであるとの説明がされております。それは先ほどの説明から言えば当たり前のことだと思います。これ以上、1台では稼働させることが難しいほど利用されている、これが今の現状ではないのでしょうか。

行革委員会では、先ほどもお話がありましたように、民間事業者でも実績があり市が実施する理由が明白でない、そういった事業ということで仕分の対象になっております。しかし、民間でできることは民間でというだけの判断でいいのか。現実には、三百二十数件、毎年利用されている事業であります。これだけ利用されている事業というのは、ほかにどれだけあるのでしょうか。

確かに、職員の勤務体制が解かれた令和3年度以降は、毎年百数十万が市の持ち出しになっておりますけれども、果たしてこれが大きな金額と言えるのでしょうか。また、瑞穂市が霊柩車を保有しているために民間事業者の経営が圧迫されている、そんな話は特に出ていないと私は思います。

そして、コロナ以降、火葬だけを行う直葬という葬儀形式ですね、こういったものも増えてきているというお話も聞きます。この直葬という形式、近親者のみで静かに行える、そういうメリットがある、そういった葬儀形式だと言われております。また、葬儀費用を節約したい場合には非常に有効な葬儀形式でもあると思います。こういった状況を踏まえるならば、利用者が現在多い霊柩車の貸出し、これはまだまだ求められている事業で、ある意味では現代的な形でも必要になってきている、そのように私は思っております。

そういった意味において、よほどこの霊柩車の使用状況が極端に減ったということであれば検討の課題になると思いますけれども、現状においてはその必要まではない。そういう意味で、今回の条例改正案には反対をしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 6番 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 議席番号6番、創緑会、広瀬守克でございます。

ただいま霊柩車の廃止についてのことが出ておりますが、私は賛成の立場として話をさせていただきます。

この条例改正では、廃止、もちろんそこが議論となっておるわけでございますが、以前、もう25年ぐらい前になりますよね、市が祭壇を貸していただき、市からその祭壇を取って自宅での葬儀がほとんどでございました。そういったところで、市としても霊柩車が必要というところで貸出しをし利用していたと、そういった経緯でございますが、今この時期、霊柩車も葬儀社のサービスの一環として入っておるわけでございますし、先ほどもお話が出ておりますが、近隣自治体では市としての霊柩車も減っているといった今お話も出ております。

そういった中で、低所得者の方に対しても、そういった制度があり対応できるということもお聞きしておりますので、以上のことから、私は賛成討論というところでさせていただきますので、皆様御賛同のほうよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

〔「動議、発言の訂正をしたいんですが」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 発言の取消しをしたいので、よろしくお願いします。

○議長（庄田昭人君） ただいま棚橋議員より、発言の取消しの申出がありましたので、発言を求めます。

○15番（棚橋敏明君） 15番 棚橋敏明でございます。

先ほど、委員長報告に対します質問の中で、※
霊柩車の運転手のイニシャルを申し上げましたが、アルファベットではございますが、個人情報にもなりますので、この部分、取り消したい
と思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） ただいま棚橋敏明君から、会議における発言について取消ししたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

これより、議案第42号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

※ 取消発言

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号及び日程第10 議案第41号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第35号瑞穂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第41号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案については、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 改めまして、皆様、おはようございます。

総務委員長の今木でございます。

では、ただいま議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、6月19日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、各部長及び所管の課長に出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について、要点を絞り報告します。

初めに、議案第41号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を審査しました。

議案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、橋梁点検業務委託料として539万円増額しているが、点検する橋の数を増やしたのかとの質疑に対し、点検する橋の数に変更はなく、令和6年3月にあった国の要領の改正による点検項目の増加による増額であるとの答弁がありました。

また、古橋地内遊水池整備事業の継続費の補正の理由は。また、令和7年度に繰り越した分は、物価高騰の中であるが、この金額で事業が実施できるのかとの質疑に対し、今回の工期の延長は、工法の変更に伴い河川協議等で時間がかかったため令和7年度への継続費の変更をしている。金額について、工法の変更による増額はないが、物価スライドについては契約書にも記載があるため上昇した際は変更契約を予定している。しかし、見込みとしてはこの継続費の総額で収まる予定であるとの答弁がありました。

また、給食費の補助に充てられる交付金等はふるさと納税以外になかったのかとの質疑に対し、昨年度、一昨年度は国からの交付金があり、給食の食材費高騰分に活用していた。今年度については、給食の食材費高騰分に対する交付金は現在ないとの答弁がありました。

また、時間外勤務手当の増額理由はとの質疑に対し、能登半島への職員の被災地派遣が今年度も続いているため、これまでの実績から今後6か月分程度を見込んで増額しているとの答弁がありました。

また、防災費の消耗品費等について、簡易トイレ分を増額することだが購入数の根拠はとの質疑に対し、瑞穂市では、養老・桑名・四日市断層帯地震による被害が最大と予測されており、その避難者数を算定根拠としているとの答弁がありました。

また、当初予算でも簡易トイレなど防災備蓄が計上されているが、当初予算との違いはとの質疑に対し、今回購入するものは消耗品であり、トイレにかぶせて使用する凝固剤が一体となった袋であり、被災地派遣職員からの意見を取り入れて計上したものであるとの答弁がありました。

また、総合行政情報システム改修ではこういったシステム改修が行われるのかとの質疑に対し、児童手当拡充の改正に伴う改修であるとの答弁がありました。

また、児童手当費のシステム改修ではこういった改修が行われるのかとの質疑に対し、こちらも児童手当拡充に伴うシステム改修である。先ほどの総合行政情報システム改修は職員分のシステム改修であり、こちらは市民分のシステム改修であるとの答弁がありました。

また、小学校費の増額ではこういった取組が行われるのかとの質疑に対し、学校管理費の修繕料では、穂積小学校の軒のモルタルが落下の危険性があるため修繕を行い、教育振興費の消耗品費等では、授業を配信するためにタブレットの三脚を購入予定である。また、中学校費でも同様に購入予定であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第35号瑞穂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市長が諮問する機関はほかにどのくらいあり、議員が委員などになっているものはあるのかとの質疑に対し、市単独の条例で定め

であるものについてはこの条例が最後となる。そのほかに、上位法で定められているものは瑞穂市都市計画審議会条例があり、規則では瑞穂市民生委員推薦会規則などがあるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和6年6月28日、総務委員会委員長 今木啓一郎。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第35号瑞穂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第41号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第41号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、反対の討論を行います。

今回の補正予算の一番の争点は、何といたっても給食費の値上げを認めるのかどうか、ここにあると私は思っております。

今回の補正予算では、10月からの給食費10%への引上げ、これを一部修正して10月から来年の3月までの間は市がその値上げ分の半分を負担すると、そういった提案に変わってきております。このことは、市民の声というものを受け止めて実施される、そういったものとして私は大いに評価をしたいと思っております。

その一方で、冷静に見れば10月からは5%値上げ、そして来年4月からは10%負担増を保護者の方に強いることには変わりがないと思います。確かに、半年間の負担軽減はありがたいとは思いますが、給食費を値上げし負担が増えるということ自体には変わりがないのではないのでしょうか。

今、子育て世代の負担が非常に大きなものがあると言われております。結婚をする、あるいは子供を産み育てるという選択肢をためらわせるような社会状況、経済状況というものもあります。非正規労働者といった働き方が増え、生活に安定がなくなっている。また、その一方、高等教育にかかる費用は莫大なものになってきており、大学を出てもすぐに奨学金の返済という名前のローン返済、こういったものも迫られる、そういったような状況があり、貧富の格差を増大させる、そんな社会状況もつくられているのではないかと危惧をするところであります。

憲法第26条第2項、義務教育はこれを無償とする。これを実現させる。そのためには早期の給食費無償化、これを国の責任において実現していく必要があると思います。

しかし、その国がなかなかその重い腰を上げていかない中で、地方自治体の役割、これは大きなものがあるのではないのでしょうか。現実には、自治体における給食費無償化の動き、これは大きなものがあります。昨年9月1日の時点で、何らかの無償化を実施しているのは722の自治体、そのうち小・中学校の全員を対象にした無償化を実施したのは547団体で、全体の30.5%を占めていると文部科学省の調査で明らかになってきております。そして、さらに6年度、今年度以降も小・中学校全員を対象にした無償化を行っていく、そのように回答したのが376の団体で、全自治体の21%を占めている。

2年前、日本共産党の「しんぶん赤旗」、ここの調査では254の自治体が無償化を行っている、そういった報告がありましたけれども、それから2年間、少なくとも122団体、48%がこの2年間で増加をしております。物価高騰の状況の中、そして物価高騰対策のための臨時交付金、これがなくなった状況にもかかわらず、この僅か2年の間に小・中学校の無償化実施をしている自治体が5割増えている、これは大きな事実だと思います。

ところが、瑞穂市では給食の食材費は保護者負担とする、こういう学校給食法第11条第2項の規定を理由にして給食費への市からの支援をとという考え方を否定している、そういう現状があります。

1月4日に市長が宣言をした「こどもまんなか応援サポーター宣言」で、瑞穂市の未来を担う子供たちが誰もが未来を描き希望を持って心豊かに成長できるよう、子供を真ん中に据え、さらなる取組を推進していきます、そういった宣言をした最初の取組が給食費の値上げであっていいわけがありません。せめて、給食費10%の値上げ分、これは市として保護者負担の軽減を図るべきではないでしょうか。少なくとも、今年度でいえば、あと750万円ほど、これを用意すれば何とかこれが実現できます。これを行おうとしない市の姿勢は、どちらを向いているのか、ここが大きな問題になると思います。

また、今後値上げ分には3,000万円以上を必要になってくるけれども、それを保障する恒常的財源はないと言われますけれども、今年度で見れば、そのうちの4分の3は補填をしているわけです。予算が組めないという額ではないと私は思います。要は、何を大切にしていくのか、その問題だと思います。若い世代が多数を占める瑞穂市において、まさに求められている政策ではないでしょうか。

私はせめて値上げ分を全額補助しない、そういったことに対する今回の補正予算については認め難い、そのように思い反対をさせていただきます。以上で、私の反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第41号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算、賛成する立場から発言をさせていただきたいと思います。

まず初めに、給食費の問題であります。この問題に関しては、私の総括質疑の中で佐藤教育委員会事務局長は、今年4月より岐阜市が、また一昨年より近隣市町、7市町が給食費の値上げを行ったと触れられ、物価高騰の影響が広まっていることを答弁されました。

また、9月以降の学校給食費の負担につきましても、5%に抑える努力を積み重ねていただいたこと、またその結果、1食当たりの給食費の値上げが10円に収まったことなど、保護者の皆様への理解を求められておりました。こうした観点から、私は学校給食費の問題に関しても補正予算のとおり実行すべきではないか、そのように考えております。

また、これ以外にも本予算の中には橋梁の点検、これは市民の安全を守るための観点から追加程されたものでございます。また、防災トイレの件につきましても、能登半島の反省の下、

大変重要な課題であると判断され追加上程されたものだと思っております。こうした観点から、私は一部の議案に反対することにより全ての議案を否定することはいかなるものだと考えております。

以上の点より、私は第41号について賛成の立場から討論をさせていただきました。皆様におきましては、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第43号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第43号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

議案第43号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、発議第1号聴覚補助器等の積極的な活用への支援を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井千尋でございます。

ただいま庄田議長より発言のお許しをいただきましたので、広瀬守克議員、今木啓一郎議員の御賛同をいただきまして、聴覚補助器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）を提出させていただきます。

今議会の一般質問でも、藤橋直樹議員が市の考え方を明らかにされました。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

聴覚補助器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）でございます。

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器

では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。

1. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

1. 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

なお、提出先は、武見敬三厚生労働大臣、加藤鮎子内閣府特命担当大臣、松本剛明総務大臣であります。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出をいたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第2号から日程第15 発議第4号までについて（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第13、発議第2号議会基本条例推進特別委員会設置決議についてから日程第15、発議第4号瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議についてまでを一括議題とします。

日程第13、発議第2号議会基本条例推進特別委員会設置決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番 森清一君。

○11番（森 清一君） 議席番号11番、創緑会の森清一でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、発議第2号について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者は私、森清一、賛成者は、若園五朗議員、若井千尋議員、今木啓一郎議員、広瀬守克議員でございます。

それでは、続きましてこの議会基本条例推進特別委員会の設置決議について、説明させていただきます。

次の理由により、上記の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

理由、議会基本条例第13条に規定する推進組織として、議長を除く議員17人で特別委員会を設置し、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究をしようとするものでございます。

議会基本条例推進特別委員会設置決議として、次のとおり、議会基本条例推進特別委員会を設置するものとする。

1番、名称、議会基本条例推進特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。

目的、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究。

委員の定数、17人。

期間、上記目的の達成まで、閉会中についてもなお継続審査することができる。

以上でございます。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 日程第14、発議第3号予算決算特別委員会設置決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 皆さん、こんにちは。

議席番号14番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より、発議第3号予算決算特別委員会設置決議についての意見を述べさせていただくことを御承認いただきましたものですから、これからちょっと10分ぐらい時間がかかりますけど、ひとつよろしく願いを申し上げます。

最初に、この発議は、前期、令和6年の4月末におきまして任期が満了したということで、新たにこの特別決議というものを提出することになりました。

それで、提出者は私、杉原克巳でございますが、賛成者には、棚橋敏明議員、それから馬淵ひろし議員、それから関谷英樹議員、それから鳥居佳史議員、そうしまして関谷守彦議員、それから北村彰敏議員の6名の方の賛成もいただいております。

では、この特別決議の内容につきまして、これから御説明をさせていただきます。

この予算決算特別委員会の設置につきましては、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により、今回も提出をさせていただいております。

今回の提出理由といたしましては、予算決算特別委員会の設置の目的ということは、予算審査と決算審査を同一委員が行うということにより総合的かつ一体的な審査を行い、議会のチェック機能を強化するものでございます。また、決算審査と、そうしまして予算審査を連動することにより、市長等に対する議会の提言を次年度の予算並びに事業に反映させるものであることから、この特別委員会を設置いたしました理由でございます。

それでは、昨年、令和5年度からこの設置をいたしました経緯、そうしましてこの6年度、今回私が発議をいたしました思いということをこれから述べさせていただきます。

まず最初に、全国の今日の市議会の予算決算制度の導入している状況はどうかということを、ちょっと皆様方に発表をさせていただきます。この審査を行う委員会といたしまして、常任委員会と、それから特別委員会という2つの制度を利用いたしまして、今日導入しているところが運用を行っております。

まず常任委員会のほうから申し上げまして、これ平成26年、それから平成30年、令和4年度ということで、このデータは全国市の議長会から提出されましたデータを皆様方にお知らせ申し上げます。常任委員会のほうからいいまして、平成26年、30年、令和4年ということで、予算と、そうしまして決算、そうしまして予算と決算と両方一括してやっておる、

この3つの方法がございます。それで、平成26年度の予算から申し上げますと、36の自治体が行っております。決算は13の自治体でございます。予算決算が63の自治体が行っておるということでございます。そうしまして、平成30年度は、予算が50自治体、そうしまして決算が16自治体、そうしまして予算決算の一括で行っていただけますところが、113自治体が行っていただけます。そうしまして、令和4年度は、予算が61自治体、そうしまして決算が17自治体、予算決算が149の自治体ということで、この常任委員会のほうは年々、年々といいましてもこれ26年と30年と4年ということで4年ピッチで行っておりますが、平成26年には99自治体がありましたのが平成30年度では160自治体と、そうしまして令和4年度は210の自治体が行っておるということでございます。

次に、我々が今導入しております特別委員会の方式はどうかということで、これもまたちょっとかいつまんで数字を申し上げます。

平成26年度の予算は、単独で行っておりますのが386自治体、決算が576自治体、予算決算が16自治体ということでございます。平成30年度が、予算が374自治体、決算が530自治体、予算決算が22自治体と。そうしまして、令和4年度が368の予算、それから決算が499、予算決算が32ということで、これ今私が報告いたしました数字で、何か予算決算が少ないじゃないかということでございますが、これ予算と決算がはっきりこのデータといたしまして、データが100%信頼性の高いデータではございませんから、これはたまたま全国の市の議長会が出てきましたデータをそのままトレースしてここで報告を申し上げておるというようなことでございます。

これは頭に入れておいていただきまして、結論といたしましては、例えば令和4年度の状況で行きますと、常任委員会が210の自治体が行っていると。そうしまして、それから特別委員会では400の自治体が行っておるということで、両方で610の自治体が行っておるということですね。現在、市が全国で792自治体があると思います。そうしますと、この610から割り返しますと大体75%前後の自治体がこの特別委員会とか常任委員会という制度を活用いたしまして予算決算の審査をしているということをやまず頭に入れておいていただきたいというふう考えておるわけでございます。

それで、私のこれは次は所見でございますが、この予算決算特別委員会設置の経過及び今後の対応ということでお話をさせていただこうと思っておるようなわけでございます。

今回、新たに議員になられました方はなかなか御理解はできないと思いますが、またこの議会終わりましたら、私のほうでも結構でございますから会派の先輩議員からも、2年生以上の議員は皆さんこれ参加しておられますから、そちらの方に聞いていただきますと詳細に御説明をいただけるというふうに私は思っておるようなわけでございます。

まず我々がこの予算決算委員会を立ち上げるには、議会基本条例推進特別委員会の下部組織で私どものところでは研修・予算決算検討部会というものを設置しておりまして、この審議に

入りましたのが令和4年4月29日の第1回開催から8回、令和5年5月18日の開催まで、研修・予算決算検討部会を開催いたしました。そうしまして、その都度、議会基本条例推進特別委員会が開催されましたときには、部会長をやっておりましたから、私杉原から議員の皆様、こういう経過でございますよということで報告をさせていただきまして、議員の皆様からいろいろな発言をいただきまして、質問事項等もいただきまして、答えられるところは答えたということで、全部の全部が私自身も全てが知っておるわけではございませんから、そこは知っている自分の範囲で正確性を期して、そういうところで発言をさせていただいておるようなわけでございます、大体のことは報告はさせていただいたというふうで私も自負をしております。

したがしまして、あとこの部会をやりますと同時に、研修会というようなことで5年2月7日に、株式会社地方議会総合研究所の代表取締役でございます廣瀬和彦先生をお招きいたしまして、全議員が効果的な予算決算につきましての研修会にも参加をしております。

また、令和4年10月5日に、研修・予算決算検討部会といたしまして、下呂市の市議会のほうにも視察に行きまして、下呂市が特別委員会方式でやっておりますから、我々もそちらの方式でやりたいというような考えがございましたものですから、その先進的な自治体ということで下呂のほうにも行きまして、研修会しまして、先方の議員さん、議長さん、それから議会事務局さんといろいろなお話をさせていただいておるようなわけでございます。

そうしまして、昨年の12月20日に静岡県袋井市が私どもの瑞穂市のほうに研修に来られまして、これも研修と予算決算特別委員会は、どういう構成員ですか、どういう運用をやっておるかということで意見交換がございましたものですから、私もこの予算決算特別委員会の委員長ということで出席いたしまして説明をさせていただきました。

そのようなことで、昨年の9月から、通常ですと予算から始まるんですけど、決算認定のほうから、9月の議会定例会におきまして、9月11日から4日間、実質は半日ずつでございますけど、前議長を除いた17名の構成メンバーで予算決算特別委員会を開催いたしております。

これは要するに、例えば私どもには3つの常任委員会がございますですね。今回まだやっておられませんけど、産業建設委員会とか、それからあとは文教厚生と、それから総務のほうで3つございます。それぞれの部会の所管業務の事業、予算に対しまして、我々は午前中、執行部も当然課長以上は全部出てくるわけなんですけど、そこで質疑をするということですね。質疑だけです、やるのはね。それをやりまして、その最終日、4日目の半日にかけまして、全体の採決ということで、討論、採決を行うということで、そういう運営方式をもちましてやってきております。

決算認定はそういうことで終わりました、この3月には当初予算の一般会計から始めようということで、3月4日から7日の4日間にわたりまして、今までですと全協の会議室でやって

おりましたんですけど、手狭ということでこの本会議場を借りまして、ここでそれぞれの所管の特別委員会を開催いたしております。

そのようなことで、予算と決算に関しましても全く同じで、3日間はそれぞれの常任委員会の所管の業務に対します予算を、当初予算でありますと当初の一般会計予算をやると。9月には、その終了いたしました、要するに決算認定ということで決算の質疑を行うということでございます。そこら辺はお分かりいただけたと思いますけど、このようなことで2回開催しております、今回、私が6年度は、先ほど言いましたように5年度で議員の任期も満了しておりますもんで、新たにこの発議を提出せないけないということで、私も家でいろいろな問題があるんじゃないかなあということでその課題を見つけまして、この問題は7月、8月の閉会中のときに、二、三回、全員の方に出席をしていただきまして、そこでけんけんがくがく議論をすればそんなに大きな問題はなかろうということで、私はそういう観点から9月の令和5年度の決算認定につきましては、そういう2か月間で二、三回、皆様方が研修会の場に参加していただければ、完璧には難しいと思いますが、ほぼ御理解をいただけるというふうに思っておるようなわけでございます。

あまり私は、この制度は私もこの導入前の分科会で言いましたんですけど、これはトライ・アンド・エラーだと、試行錯誤でやるべきだということで、あまり目標値を高くしますと、そこでなかなか矛盾点等も若干は出てくると思いますけど、そうじゃなくて私は一步一步着実に進行していくほうがベターではないかということで、後ほど言いますんですけど、私はこの運用細則というのを実は、まだこれ杉原私案ですけど作りまして、そこで理事会という、今言いますと一般の議会のときには議運でやるんですけど、そういう理事会という予算決算だけの特別の理事会というサブの組織をつくりまして、そこでいろんな運用上の問題、予算決算に関しましていろいろ提起された問題、課題等をそこで潰していけばいいんじゃないかなあというふうに思っておるようなわけでございます。

そこで、検討課題といたしまして、この決算認定と、そうしまして当初予算の委員会をやりまして、私は審査時間がちょっと長くなるのではないかなあということで、例えば質問者がエンドレスに質問をするのじゃなくて、持ち時間制度というものを一つ設定して、これはもう皆さんといろいろ協議をせないけませんけど、5分がいいのか10分がいいのか、これはあれですけど、そういうことで設定をしたらどうかなあということで、あと審査の項目も、予算表を見てもらいますと款、項、目、節というふうにあるんですけど、あまり細部までに入らずに款と項、だから予算概要書、それから決算概要書を基にして、ある程度そこで金額を設定して、例えば300万円以上にするとか200万円以上にするというように、そういうふうにやっていったら合理的、また効率的な予算審査ができるのではないかなあというふうに思っておるようなわけでございます。

そうしまして、次に質疑の内容ということは、今までは執行部が出してきましたものを我々が受動態で、それを説明を受けて我々がそれに対して質問するんじゃないくて、私どもはやはりこの議員主体の予算決算委員会にしたいということで事前通告制を一応原則とするということで、当然、その予算決算特別委員会の、5日がいいのか10日がいいのかこれはちょっと物理的な問題がありますけど、これは執行部と相談をいたしまして、それを基にして議員のほうから執行部に対して、こういう問題を質問させていただくという方向でやったら、これはまだ原則論でございますけど、私はそういうふうに思っておるようなわけでございます。

それでは、次にスケジュールのことでございますけど、これも全体のピクチャーのお話をさせていただきますが、まだこの9月の段階におきましては、令和5年度の当初予算の決算認定にとどめると、審査にとどめるということで、まだやらなくてはいけないのが、今一般会計の当初予算だけでございますが、これから特別会計、健康保険会計とか後期高齢者医療事業とか、そういうものとか、あとは企業会計で水道会計とか下水道会計がございますもんで…

〔発言する者あり〕

○14番（杉原克巳君） もうあと3分で終わるで、ちょっと静かにしておってよ。

そういうことで考えておりますから、そこら辺もやはりまた皆様方にいろいろ御相談をしたいと思っておるようなわけでございます。

以上、経緯と、それから今後の委員会の進め方ということで私の考えを皆様方に述べさせていただきましたけど、御理解をいただきまして、適切なる判断をいただきますようお願いいたしますしてこの決議とさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

日程第15、発議第4号瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議についてを議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました発議第4号瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議について、趣旨説明を申し上げます。

この発議第4号につきましては、提出者は私、そして棚橋敏明議員、杉原克巳議員、関谷守彦議員、鳥居佳史議員、関谷英樹議員、北村彰敏議員の賛成をいただきまして提出するものでございます。

こちらにつきまして、提案の理由の説明を申し上げます。

瑞穂市新庁舎建設についての諸事項を調査・検討する瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会を設

置し、十分な検討の下、市民の合意を得て新しい庁舎を建設する必要があるためでございます。
決議案について、御案内を申し上げます。

瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議（案）でございます。

本市におきましては、平成29年2月に庁舎内で検討されました「瑞穂市庁舎将来構想」を策定し、平成31年3月には「瑞穂市新庁舎建設基本構想」を策定しております。

令和3年第3回瑞穂市議会におきまして、新庁舎建設の推進について審議をする「瑞穂市新庁舎建設検討委員会」を設置する条例改正がされ、令和4年7月に第1回委員会が開催をされました。そして、同委員会のほうは令和5年7月に只越地域を新庁舎建設の第1候補地とする中間答申を行いました。その後、委員会は令和6年3月の第10回の委員会まで開催をされ、只越地域での施設配置計画や新庁舎建設基本計画素案などについて検討をしております。

新庁舎建設に当たっては、「瑞穂市新庁舎建設基本構想」にもあるように、十分な検討の下市民の合意を得て新しい庁舎を建設する必要があるためでございます。

瑞穂市議会におきましても、市民から直接選挙で選ばれた市民の代表として、幅広い市民の意見を聴取し集約して、新庁舎建設について合意形成を図るためにも、新庁舎の機能と規模、建設位置、事業手法、財政計画、議会機能など建設に係る諸事項を調査・検討する必要があるため、下記のとおり新庁舎建設検討特別委員会を設置するというものでございます。

名称、新庁舎建設検討特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条でございます。

目的につきましては、瑞穂市新庁舎建設について、諸事項を調査・検討するためでございます。1. 新庁舎建設の基本的な考え方について、2. 新庁舎等の候補地について、3. 新庁舎等が備える機能と規模について、4. 議会機能について、5. 施設配置計画について、6. 基本計画について、その他新庁舎に付随する課題でございます。

こちら7項目を上げたものにつきましては、先ほど御紹介をいたしました新庁舎建設基本計画素案ですね。これの章立てに基づいて記載をするものでございます。

委員の定数につきましては17人。

期間につきましては、上記の目的を達成するまで、閉会中もなお継続審査をすることができるといふ決議をさせていただき御提案をさせていただきました。

この新庁舎につきましては、多くの議員、そして市民が関心を寄せるものであり、瑞穂市の将来を決める大きな大事なことでございます。今は、市は市長の諮問機関である新庁舎建設検討委員会に諮って、その審議会の意見を計画に反映させようとしておりますけれども、我々議会としましては、我々議会がその計画が出来上がるまでに我々議会の意見をまとめ、まとまるどころについては執行部に伝え、それも審議会の意見と同等に扱っていただき、市としてはその2つの意見、もしくは市民の説明会での意見を基に新しい基本計画を立てていくのが最もス

ムーズで幅広い合意を求める新庁舎建設の基本計画になるというふうに信じまして、この設置決議を御提案するものでございます。

議員各位の御理解をいただきまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1 時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております発議第2号から発議第4号までを会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号から発議第4号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第2号議会基本条例推進特別委員会設置決議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これより、発議第3号予算決算特別委員会設置決議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8 番 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 議席番号 8 番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、私は発議第 3 号予算決算特別委員会設置決議に反対する立場から討論させていただきます。

提出者の杉原克巳議員は、予算決算を審議することは議員の仕事の一丁目一番地だと常日頃お話をされています。杉原議員に限らず、全ての議員の皆様もその認識は同じであると私は考えております。

そのような中で、令和 5 年度に予算決算特別委員会がつくられ、9 月議会では決算の審査、3 月議会では予算の審査がされました。その内容は、各常任委員会の前に該当する内容を審査し、その後各常任委員会が開催され、最終日に採決を行う流れでありました。また、議会初日には、全員協議会の中で各執行部より提案理由の説明も行われました。そして、最終日には質疑、討論も行われます。

私は、こうした全協での議案説明、常任委員会前での予算決算委員会、常任委員会、採決といった執行部とのやり取りには、何度も重なり多くの議員、執行部の皆様の大切な時間を費やしたのではないかと感じております。多くの時間をかけている割には、一昨年までの会派別の説明会を分散して行っているようにしか感じませんでした。

こうした現況の中、多くの執行部、議員の時間を費やす予算決算特別委員会を令和 6 年度も設置することには疑問を持ちます。本来の予算決算特別委員会の目的は、予算決算をより深く掘り下げ、その問題点を探り市政に反映させることが目的で、執行部に内容の説明を求めるものではありません。予算決算の連結問題を洗い出す、そういったことが本来の目的であると思います。令和 5 年度の予算決算の反省点もまだ見えてきていません。

こうしたような状況の中で、私は現在、改善が見られない予算決算特別委員会の設置には同意することができません。もし予算決算特別委員会を設置するのであれば、先ほど設置の同意が求められた議会基本条例特別委員会の中で再度問題点を洗い出し、本来の目的を達成するためにはどのような手法がいいのか、見つけ出してからでも遅くはないと考えております。

以上の観点から、私は発議第 3 号予算決算特別委員会設置の決議に反対する考えを述べさせていただきました。議員の皆様におかれましては、的確なる判断をお願いしたいと思います。以上になります。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 議席番号15番 棚橋敏明でございます。

ただいま議題になっております予算決算特別委員会、まさに先ほど議員がおっしゃられたように去年できたばかりでございます。しかしながら、本当に難産の中できたと思います。随分時間をかけ、様々いろんなことがありました。その中で、やっとなさ、よその市、町、村、全国のかなりのところで予算決算、しっかりとみんなで精査しようじゃないかと、そういった機運の中、そして私たちのまちでも本当に難産の中できたものです。

今ここでやめたら、今まで培ってきたものは何か、私は非常に疑問を感じます。それと同時に、去年の気に入らなかったこと、やはり変化して改善しなければいけないところ、そういったことも先ほど私、今回の発議者であります杉原議員にお聞きしました。時間の問題、そして執行部の課長さん等多くの方々に迷惑をかけた。そんな中、去年のまずかったところ、そういったところはできる限り改良してやろうじゃないかと。執行部の方々に迷惑かけるのは極力減らす。そして、我々の負担も半分ぐらいにしようではないかと、そんなようなことで発議された杉原発議者から御意見がありました。

私、まさに去年は産みの苦しみ、そして今回はしっかりとそれを瑞穂市のパターン、瑞穂市のオリジナル、そういった予算決算特別委員会に衣替えをしてやっていければ私はすばらしいと思いますし、やっとなさ、全国に813の市、区があります。その中で、多くの市、そして東京区、この中で予算決算特別委員会やっております。そこに私たちも仲間入りできたのが昨年です。

そして、私たち、こんなことも学びました。それぞれの方々、議員の方18名、所属できる委員会はそれぞれが1か所でございます。産業建設委員会、そして文教厚生委員会、そして総務委員会、私たちは3分の1の委員会に出席、そして3分の2の委員会のことはどうしてもお聞きするだけになってしまいます。そんな中、特に様々なところで今大きな値上がり、様々の経費がかかるこんな時代になってきております。当然、繰越明許、様々な事態が発生します。そのことについて、どうして繰越しなのか、どうしてこれが繰越しになったのか、様々なことを聞くチャンス、それもいただきたいし、それと同時に全体像をしっかりとつかむのが私たち議員の役目だと思います。

なおかつ、私たちは代表監査というものを送り出しております。ということは、しっかりと会計、そして監査をする、これが私たち議員の務めであり、瑞穂市議会の務めであります。

そんな中、やはり私たちにとってみての入り口は予算決算特別委員会だと思います。私は、予算決算特別委員会はこれからの市議会において不可欠のものだと思っております。そういった意味から、予算決算特別委員会、このことにつきまして私は賛成とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

これより、発議第4号瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、私は発議第4号瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会の決議に反対する立場から論議をさせていただきます。

新庁舎の建設に関わる審議機関は、現在、市長の諮問機関である新庁舎建設検討委員会が設置されています。この委員会は、専門の先生の皆様、また市内の各種団体を代表する皆様、そして一般公募によって構成されています。そして、令和4年7月の第1回検討委員会に始まり、今年3月の第10回検討委員会が開催され、第6回検討委員会の中で、只越地区の農地を新庁舎建設の第1候補として選定され中間答申されました。現在は都市計画の調整を行っている状況であり、今年の秋頃にパブリックコメントを求める予定であるとお聞きしております。

こうした状況の段階において、議会の内部に新庁舎建設特別委員会を設置することは多くの点で問題があるのではないかと私自身考えております。

その一つが、現在の新庁舎建設検討委員会との関係であります。この2年間、多くの時間を費やし、候補地選定、基本計画素案まで至った検討内容に対して、少なからず影響を及ぼすものではないかと考えております。新庁舎建設の場所によっては、議会の同意が必要になる場合があります。こうした場合、新庁舎建設検討委員会の委員の皆様は議会の動向を加味しなけれ

ばならないといった公平性に欠けた論議がなされる可能性があります。

また、現時点で特別委員会の設置は時期尚早ではないかと考えます。現在は、只越地区で建設の可能性など県などと模索している段階であり、市民からのパブリックコメントも秋頃になるという予定であります。こうした段階で、議会内で特別委員会を設置することは、現在の執行部の業務にも支障をもたらすものではないかと感じております。

また、提案理由には、幅広い市民の意見を聴取し集約しとありますが、現在の新庁舎検討委員会は、先ほども述べたように市民の代表者で構成されており、現況においても市民の意見を十分に集約するには全く問題がない、そのように考えております。

こうした観点から、私は新庁舎建設検討特別委員会の設置には反対する考えを述べさせていただきました。議員の皆様におかれましては、的確なる判断をお願いし、私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会の鳥居佳史です。

私は、新庁舎建設検討特別委員会設置の賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず今、反対討論の中で若原議員が市民の多くの意見を代表してという部分についてですけども、学識経験者、そして公募等のメンバーなんですけれども、私たち議員は、より多くの市民の人の負託を受けて議員になっております。そして、今回の選挙においても、当然庁舎について市民の声は聞いていると思います。私も多くの方の市民の声を聞いております。

それをもって、私も今まで開かれました新庁舎建設検討委員会の議事録といいますか、結果報告について熟読させていただきました。私、立場上、建築設計という立場でこういう公共の建物を設計する、計画するときに、何度も初期の段階からいろんな角度で検討した経験がありますけれども、その経験からすると、検討委員会で検討された内容は、本当にこれ十分に検討されているのかという部分の内容が、申し訳ないけれども多々見られるんです。

そういう意味で、最初に申し上げましたように、より多くの市民の信託を得た我々議員が、ここの庁舎と新庁舎、特に事業規模が非常に大きい事業をどうするかということについては我々議員がきちっと関わって、市民の声も反映して間違いのない庁舎建設になるよう努めるべきだと思っておりますので、議員による新庁舎建設検討特別委員会の設置は賛成であります。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第４号を採決します。

発議第４号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第４号は否決されました。

続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより議会基本条例推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思いますので、議員会議室を御使用ください。なお、委員会条例第１０条第２項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の議員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後１時５１分

再開 午後２時０５分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会基本条例推進特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告します。

議会基本条例推進特別委員会委員長 森清一君、副委員長 若井千尋君、以上のとおりです。

日程第１６ 発議第５号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第１６、発議第５号学校給食費の更なる軽減措置を求める決議を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

３番 北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君） 皆様、改めましてこんにちは。

議席番号３番、日本維新の会、北村彰敏です。

議長より発言の許可をいただきましたので、発議第５号について、提案説明を行います。

発議者、北村彰敏、賛成者、関谷英樹議員の賛同を得まして、この決議案を提出しました。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきます。

学校給食費の更なる軽減措置を求める決議。

次の理由により、上記決議案を別紙のとおり、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき提出します。

提案理由、物価高騰による学校給食費の値上げは、物価高騰を上回る賃金上昇が実現していない現状において、子育て世帯、特に多子世帯の家計負担が重くなる。少子化問題に率先して取り組む「こどもまんなか応援サポーター宣言」をしている瑞穂市として、特段の配慮をする必要があるため。

瑞穂市は、令和5年11月15日以降、「給食運営委員会」「校長会」「保育所長会」「文教厚生委員会協議会」「学校給食センター運営委員会」などにおいて、給食費値上げの説明を行い意見聴取した後、令和6年第3回教育委員会定例会において、給食賄材料費が約10%値上がりしているため、令和6年4月1日から教職員負担分を、令和6年10月1日から児童・生徒負担分の学校給食費を10%引き上げする「瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則」を決定した。

その一方、瑞穂市議会令和5年第2回定例会では、市の負担で「学校給食費の無償化を求める請願」が5,913名の署名とともに提出されるとともに、「国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書」が全会一致で可決された。さらに、他市町に先駆けて、令和6年1月4日、瑞穂市は、子供のために何が最もよいことを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する、という「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言した。

以上のことから、学校給食費の値上げは、物価高騰を上回る賃金上昇が実現していない今、子育て世帯の家計を圧迫するもので、特に多子世帯に負担が重い。本会議において、補正予算措置で値上げ分の5%を市で負担したことは一定の評価をするが、さらなる軽減措置が必要である。そして、「こどもまんなか応援サポーター宣言」どおり、少子化対策に取り組む瑞穂市では、子供のために何が最もよいことを考え、子供を応援する姿勢を示すことが必要である。

よって瑞穂市議会は、学校給食費の値上がり分を一般会計等で財源を確保し、子育て世帯に対して、物価高騰を上回る賃金を実現するまで学校給食費を含む子育て世帯の負担軽減措置を講じることや、多子世帯に対する負担軽減措置を給食費の値上げが実施される際に講じようようにすることを求める。

以上、慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 13番 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 議席番号13番、有隣クラブの今木啓一郎です。

ただいま議案となっております学校給食費の更なる軽減措置を求める決議について、2点お伺いしたいと思います。

1点目ですが、この文書の中に、子供たちのために何が最もよいことか考え、子供を応援する姿勢を示すことが必要であるとありました。今回その中で、この給食費が発議者にとっては学校給食運営において1番目だったのかということをお伺いしたい。ほかにはなかったのか、学校給食運営において、給食についての狭い範囲で確認します。

2点目でございます。この給食費を軽減というお言葉ですが、その前に、大変あれですが、現状の給食費の食材費で約3億3,000万お願いしていますよね。その中で、実際に未納という割合がどれくらいあるのかということや、また大変生活が困窮されている方々が見えます。その方には就学援助といって、もう既に給食費は免除されています。そういった方などのパーセンテージ、あるいは人数について確認をされた上でこの質問をされているのか、その点について、2点お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今木議員の質問にお答えします。

1点目、給食費、何かもっとほかになかったのかという御質問ですが、まず給食費というのは教育費の中でも大きなウェートを占めております。特に、子育て世代の経済的負担を直接的に軽減する効果があると思い給食費にしました。

2つ目、未納の割合ですが、数%未納というのは把握しておりますが、就学援助の具体的な人数については確認はしておりません。以上になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 今、学校給食についてと、運営についてという話で学校給食費がということで発議者は言われました。

ただ私、学校給食運営ということで私はお伺いした。そこはなぜかという、今子供たちの給食、本当に大事です。安心・安全な給食を毎日頂いています。約7,000食作っていただいています、給食センター。ただこの給食センター、平成19年に竣工したセンターです。もう17年たっております。建物はいいかと思っています、躯体としては。ただやはり問題になってくるのは、回転釜や冷蔵庫や食器洗浄機などの厨房設備、これ業務用です。そういったものが本当に今の状態でいいんですか。

本当に子供のことを考えるのであれば、と保護者のことです。安心・安全の給食が毎日滞りなく頂ける、こちらの体制を整えてもらうほうが本当は子供たち、保護者にとって大事ではないのか。もしそういったことを言われるのであれば私も理解できるんですが、そういったお金があればそっちへ回してください。本当に万が一、炊飯器が壊れてお米が炊けません、給食滞りますよ。業務用です、すぐにはそんな機械は来ません。設備にかかります。そんなことがあってはならない。

願うならば、私はそういった設備に関して、壊れたから直すんだということではなく、壊れる前に期間が来たから改善していく、そういった思いがあったほうが本当に給食費の値下げを求めるよりは、設備を更新し安心して安全な給食を日々問題なく提供することが子供たち、保護者にとって真に有益なことであると、そういった思いであるんですが、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今木議員の質問にお答えします。

建物、冷蔵庫、確かに新しいほうがよいとは思っております。しかし、私もそうなんです、3人の子供もいまして、多子世帯は給食費の支払いが非常に厳しいです。5%負担いただけたことはすごい感謝しておりますが、残り5%についても補助していただければ非常に助かります。子供も産みやすい。その建物がすごいきれいだから子供を産むというのではなくて、給食費がかからないのであればもう一人子供を産んでみたい、そういうふうに見えるかと思います。以上になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

私も多子世帯に対しては思いがあります。私自身も3人の子供を育て、今成人になっておりますが、同じ思いはあります。多子世帯に対して、例えば今回、多子世帯についてのみ申し込んでいただければ、またそれは考え方が違うんですけども、全世帯という話になってくるので、その点についてふと思った次第です。

今、先ほども言いました給食費に関して、この文言を見てみますと、物価上昇を上回る賃金

を云々とあります。確かに今苦しいです。皆さん、苦しんでいます。ただ、今の保護者の方、今小学校の御家庭を持っている方についていえば、問題になっているのは給食費なんでしょうか。私は、共稼ぎの方が多いで、今の学童、今放課後児童クラブ、そちらのほうの充実を図っていただくよと。働ける時間、安心して保護者の方が預けて働ける時間をして、収入を増やしていただくという考えもあってもよいのかと思います。

実際に、子供たちに、保護者の方、各小学校増やしていただいています。本田も穂積小学校も増やしていただいている。関谷議員の質問の中にもありました。つくったらいっぱいになるというニーズがあると。それはやっぱり働きたい、働く時間が確保したいということだと思っております。働かざるを得ない環境であることも重々知っております。理解しています。であれば、そういった点の論議もあってもいいのかなあと個人的には思いましたが、その点、今のこの物価上昇についてのお話でどのようなことをお考えなのか、お答えいただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今木議員の質問にお答えします。

確かに共稼ぎ家庭が増えております。私の近所も、確かに共働きの家庭が徐々に増えている印象はあります。学童も必要だとは思っております。

しかし、朝、私見守り活動をやっているんですが、特に今年4月ですね。以前は、1班に大体1人ぐらい新1年生、黄色いランドセル、安価な、大体1人ぐらいいたんですが、今年からは1班につき2人、3人見るようになりました。恐らくそれだけ生活が厳しいのかなと思っております。

学童、そういったことも必要かとは思いますが、私としてはその分を給食費、さらなる軽減があれば、その分を教育費とかに回したり、子供の服など、買ってあげることもできますし、一緒にお出かけすることもできるかと思えます。一緒に親と過ごす時間がさらに増えるかと思えます。学童では親と一緒に過ごす時間が少ないです。ですので、親との貴重な時間を増やすためにも、給食費のさらなる軽減を求めました。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 学校給食の更なる軽減を求める決議、発議5号についてお尋ねいたします。

文章の下から4行目になりますが、学校給食費の値上がり分を一般会計で財源を確保しとございますが、もともと我々議員に対しては執行権がございません。ただ、万が一、北村議員がこの一般会計のお金を利用するとすれば、どこから捻出するのが一番ベストだとお考えでしょ

うか。

多分、この問題は、私も1年生議員の一番最初の議会で質問されても全く答えられない問題だと思いますが、例えば財政調整基金という家庭用の貯金がございます。またはふるさと納税などのそういった若干なりとも余裕があるようなところもあると思いますが、そういったところから活用することを望んでみえるのか、ほかの福祉を後退させてでもこちらを使えということなのか、その辺の確認だけよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 若原議員の質問にお答えします。

予算のことですが、どこから捻出するかという話ですが、財政調整基金、一応こちらが令和5年度末で19億7,300万円あります。あと、ふるさと応援基金、こちらが26億5,200万円、令和5年度末の時点でございます。今回、予算的には750万円が必要となりますので、財政健全化を維持できる範囲内と考えております。財政調整基金かふるさと応援基金から捻出することを考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 11番 森清一君。

○11番（森 清一君） 議席番号11番、創緑会の森清一でございます。

ただいま議案に上がっております発議第5号学校給食費の更なる軽減措置を求める決議（案）に対しまして質問をさせていただきます。

この決議案の文章を読みますと、最後のほう下4行、ちょっと朗読させていただきますけれども、瑞穂市議会では学校給食費の値上がり分を一般会計等で財源を確保し、子育て世帯に対して、物価高騰を上回る賃金の実現するまで学校給食費を含む子育て世帯の負担軽減措置を講じることや、多子世帯に対する負担軽減措置を給食費の値上げが実施される際に講じるようにすることを求めると、このようになっております。

これを読み解いてみますと、要は物価高騰を上回る賃金の実現するまで、学校給食費を含む子育て世帯の負担軽減措置ということで、要はこの表題にある学校給食費の更なる軽減措置を求める決議、単なる学校給食費ではない、そのほかの子育て世帯の負担軽減措置というような意味合いに取れるのではないかなと私は思います。

この件に関しまして、どのようにお考えなのか、御答弁願います。

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 森議員の質問にお答えします。

この文章のとおり、給食費に限ります。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8 番 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 議席番号 8 番、創緑会、若原達夫です。

私は発議第 5 号学校給食費の更なる負担軽減を求める決議に反対する立場から討論させていただきます。

3 度目の反対討論になりますが、私の信念でございます。御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、学校給食の問題は私も含め、総括質疑をさせていただきました。多くの議員の方による一般質問にあることや、今までの経緯があるため経緯についてはここではあえて述べません。

今回の決議に対して、私は多くの点で共感できる部分が多々あります。しかし、現在の瑞穂市の一般会計の中身を鑑みると、様々な問題点も考えなければなりません。

私は行政の仕事の最大の課題は、市民は当然であります。社会的に弱い立場の人、社会的弱者を守ることではないかと考えております。移動手段がなく病院や買物に行くことができない高齢者、子供が欲しいと切に願い高額の不妊治療を続けるお母さん、就職意欲や就労意欲がありながら働く場所がない障害者の方々、見る位置、立場を変えれば多くの問題点が浮かび上がってくると私は考えております。

鳥居議員も一般質問の中で、神戸町のばらタクの先進的事例を紹介されました。瑞穂市でそれを実現するには約 9,000 万円あればできると試算されていました。学校給食費の無償化には 3 億円、ばらタク 9,000 万円、一体どれくらいの予算があればよろしいのでしょうか。私は、現在の瑞穂市の医療等の後退は決してあってはならないと思っております。高校生の 18 歳までの無料化、これも当然守らなければならない課題であると考えております。

こうした全ての社会制度を平等に守るためには、一定の理解が必要であることを改めて私は感じております。瑞穂市は子育て世帯には多くの予算を使い温かい、しかし高齢者には冷たいまちになってはなりません。学校給食に関わる予算は賄い費ではありません。先ほど今本議員が申したように、給食センターの建物の維持管理費、調理費の維持管理費、また古くなっている食器類の買換えなど、多くの予算が使われていることも我々は忘れてはなりません。

最後になります。先ほどの予算の賛成討論の中でも発言いたしましたが、佐藤事務局長は私の総括質疑の中で、岐阜市が今年 4 月より、また 7 つの市町村が 2020 年に学校給食費の値上げ

を行ったことも触れられ、食材の物価高騰による影響が広まっていることを答弁されました。
また、9月以降の瑞穂市の学校給食費負担を5%に抑えるため、様々な努力をされたことも私は存じております。こうしたことによって、1食当たり10円の負担になりました。このことを保護者の皆様へ理解を求め、苦しい胸の内を見せられたと私は感じております。

こうした観点から、私は学校給食費の更なる軽減措置を求める決議に反対する考えを述べさせていただきます。議員の皆様におかれましては、的確なる判断をお願いし、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 議席番号4番 関谷英樹です。

今回、学校給食費の更なる軽減措置を求める決議の賛成の立場の意見を言わせていただきます。

まず今回、補正予算措置で値上げ分の5%を市で負担したことは、大変私個人的にも、そして市民の子育て世代の方にも喜ばしいことだとすごく評価しております。ですが、やはり値上がりすることには変わりはありません。そしてなぜ、ほかにもいろんな子育てに対して、給食費以外でもほかにも何か支援する立場がなかったのかと、そういう案もありますけれども、私はこの瑞穂市に限っては給食費が一番大切だと思います。それはなぜか。やはり「こどもまんなか応援サポーター宣言」をした直後に値上げしたというちょっとした負のイメージですね、あります。そして昨年、6,000名もの署名を集めた給食費無償化、それがやはり今子育てをしている現役の世代に対しては、その通らなかったという負のイメージ、そういったものもあります。

先ほど若原議員が社会的弱者に対してもそういった支援をする必要があるとおっしゃっていましたが、確かにそちらの方たちにも支援をする必要はありますけれども、やはり今この瑞穂市では子育て世代が岐阜県の中で一番多いわけです。今こそもっと子育ての世代に、この瑞穂市は子育てに優しいまちというイメージを持ってもらわないと手後れになると思います。実際、今市のほうではいろんな子育てに対して手厚くやってもらっていますけれども、瑞穂市はもっとさらに力を入れてもらわないと、私たち子育て世代は実際子育てをして、子育て、みんなたくさん、多いから来てみたけど、ちょっとやっぱり厳しいな、生活厳しいなと思われるかねません。やはり市民の方の満足度、子育て世代の満足度を上げる。一番率直に今すぐできることがこの給食費、今のこの学校給食費のさらなる軽減措置を求めることだと思います。

ですので、私今回、学校給食費の更なる軽減措置を求める決議、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。ぜひ議員の皆様は御賛同いただけましたらと思いますので、よろしくお

願います。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 御着席ください。

起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

日程第17 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

○議長（庄田昭人君） 日程第17、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第18 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定によって提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして、3件説明します。

まず1件目は、令和6年7月17日に岐阜県市議会議長会主催による議長会議、講演会及び情報交換会が大垣フォーラムホテルで開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、令和6年7月31日に株式会社廣瀬行政研究所主催による広聴広報に関する講座が京都J Aビルで開催されます。議会広報紙の企画、編集など効果的な広聴広報の進め方を学ぶ

ため、議会広報編集委員４名を派遣するものです。

３件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 以上の３件については、議員を派遣することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和６年第２回瑞穂市定例会を閉会します。

閉会 午後３時１７分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月28日

瑞穂市議会 議長 庄田 昭人

議員 藤橋 直樹

議員 若原 達夫